

建保発第51号
平成30年3月15日

事業主様

兵庫県建築健康保険組合
理事長 森 長 義

健康保険及び厚生年金保険における標準報酬月額 の随時改定の取扱いについて（お知らせ）

平素は、当健康保険組合の円滑な事業運営について、格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、今般、健康保険及び厚生年金保険における標準報酬月額の随時改定に当たって、現行の随時改定による報酬の月平均額と、年間の報酬の月平均額とが著しく懸け離れている場合に配慮し、随時改定ができる基準を見直すこととされましたので、お知らせします。

これに伴い、今回新たに随時改定ができる場合（以下「保険者算定」という。）に関する事務処理方法について、下記のとおりお示ししますので、よろしくお取り計らい願います。

記

1 改正の趣旨

業務の性質上、例年季節的に報酬が変動することにより、通常の方法によって随時改定を行うことが著しく不当であると認められる場合について、新たに保険者算定の対象とすること。

今回、国民の皆様からの御意見、社会保険審査会の裁決、総務省からのあっせん等を踏まえ、より実態に即した取扱いとなるよう、定時決定（平成23年4月1日から適用）と同様に、随時改定においても、報酬の月平均額と、年間の報酬の月平均額とが著しく乖離する場合、保険者算定を行うこととされたものであること。

なお、健康保険組合及び日本年金機構は、この保険者算定の見直しに対応する必要があるが、健康保険組合と日本年金機構との間で見解が分かれた場合は、業種の実態や、従業員の労務の実態により適合した取扱いとなるよう相互に調整を行うこととされていること。

2 改正の概要

昇給又は降給などで固定的賃金に変動があった月以後の継続した3か月間の報酬の平均から算出した標準報酬月額（通常の随時改定の計算方法により算出した標準報酬月額）と、①昇給月又は降給月以後の継続した3か月の間に受けた固定的賃金の月平均額に、②昇給月又は降給月前の継続した9か月及び昇給月又は降給月以後の継続した3か月の間に受けた非固定的賃金の月平均額を加えた額から算出した標準報酬月額（年間平均額から算出した標準報酬月額）との間に2等級以上の差があり、当該差が業務の性質上例年発生することが見込まれる場合であって、現在の標準報酬月額と年間平均額から算出した標準報酬月額との間に1等級以上の差がある場合は、保険者算定の対象とすること。

3 保険者算定の申立手続について

(1) 事業主が、今回新たに追加した事由に基づく保険者算定を申し立てるに当たっては、健康保険組合及び日本年金機構（以下「保険者」という。）に対して、その被保険者が保険者算定の要件に該当すると考えられる理由を記載した申立書（別紙1）を提出すること。

- ・（別紙1）「年間報酬の平均で算定することの申立書（随時改定用）」
2通（健康保険用・厚生年金保険用）

(2) (1)の申立書には、保険者算定を申し立てることに関する被保険者の同意書を添付すること（別紙2に被保険者の同意欄を設けていること。）。

- ・（別紙2）「健康保険 厚生年金保険 被保険者報酬月額変更届・保険者算定申立に係る例年の状況、標準報酬月額の比較及び被保険者の同意等（随時改定用）」
2通（健康保険用・厚生年金保険用）

(3) (1)の申立を行うに当たっては、保険者算定の要件に該当するものであることを保険者が確認できるよう、事業主は昇給月又は降給月以後の継続した3か月の間に受けた固定的賃金と昇給月又は降給月前の継続した9か月及び昇給月又は降給月以後の継続した3か月の間に受けた非固定的賃金等を記載した書類（別紙2）を提出すること。

(4) (1)の申立を行う事業主は、その被保険者の報酬月額変更届の備考欄に、「年間平均」と記載して提出すること。

なお、月額変更届自体の様式変更はないこと。

4 施行期日

この取扱いについては、平成30年10月1日以降の随時改定から適用すること。

健康保険及び厚生年金保険における標準報酬月額
の随時改定の取扱いについて（要点）

1 改正点

昭和36年厚生省保険局長通知を改正し、随時改定における「年間平均額による保険者算定」を新たに設定した。

2 対象となる場合

A：昇給又は降給などで固定的賃金に変動があった月以後の継続した3か月間の報酬の平均から算出した標準報酬月額（通常の随時改定の計算方法により算出した標準報酬月額）

B：「昇給月又は降給月以後の継続した3か月の間に受けた固定的賃金の月平均額」
+

『昇給月又は降給月前の継続した9か月と昇給月又は降給月以後の継続した3か月の12か月の間に受けた非固定的賃金の月平均額』の額から算出した標準報酬月額（年間平均額から算出した標準報酬月額）

条件①：AとBとの間に2等級以上の差があること。

条件②：条件①の差が業務の性質上例年発生することが見込まれること。

条件③：現在の標準報酬月額とBとの間に1等級以上の差があること。

原則として、上記の全ての条件を充たす場合にBの標準報酬月額とする。

3 申立手続

新たな保険者算定は、平成23年に設定された「定時決定における年間平均額による保険者算定」と同様に、事業主が申立書に被保険者の同意書を添付して保険者（健康保険組合・日本年金機構）に提出することにより行うこととされている。

4 施行期日

平成30年10月改定以降の随時改定について適用する。

参考資料2 問・答

問1 「業務の性質上例年発生することが見込まれる」の意味は。

(答) 業種や職種の特性上、基本的に特定の3か月が繁忙期に当たるため、当該期間中の残業手当等が、他の期間と比べて多く支給されることなどを理由として、例年季節的な報酬変動の起こることが想定されることをいう。

例えば、定期昇給とは別の単年度のみ特別な昇給による改定、例年発生しないが業務の一時的な繁忙と昇給時期との重複による改定や、転居に伴う通勤手当の支給による改定等は、随時改定における年間平均を計算の基礎とした保険者算定の特例の対象外である。

なお、産前産後休業や育児休業を終了した際の月額変更も対象外である。

問2 今回追加した保険者算定の対象になるかどうかは、事業所のどの単位で判断するのか。同じ事業所の中でも、決算業務など、特定の時期が繁忙時に当たる部署と当たらない部署がある場合は、繁忙期に当たる部署のみが対象となるのか。

(答) 特定の時期に報酬変動が起こる部署や役職を単位として対象とする。適用事業所全体について報酬変動が起こる場合は、適用事業所に勤務する従業員全体が判断対象となるが、本問の事例では、従業員全体ではなく、繁忙期に当たる部署のみを対象とする。

問3 一時的な報酬変動と、例年起こる季節的な報酬変動とを区別するための審査基準はあるか。

(答) 例年起こるかかどうかは、別紙1及び別紙2を参考に業種、該当する理由及び1年間の報酬を記載いただき確認することになるが、疑義がある場合は、更に複数年分の報酬月額の平均を確認する等の手段を用いて審査するとしていること。

問4 「昇給月前の継続した9か月及び昇給月以後の継続した3か月の間に受けた非固定的賃金の月平均額」とはどのように算定するのか。

(答) 年間平均の対象となる月に受けた非固定的賃金を対象月数で除して算定する。

問5 昇給月又は降給月前の継続した9か月及び昇給月又は降給月以後の継続した3か月の間に受けた報酬の月平均額を計算する際、計算対象に含める月の基準は。

(答) 支払基礎日数が17日以上を月を対象として報酬月額の平均を計算する。また、

短時間被保険者は、支払基礎日数が11日以上の月を対象として計算する。

なお、低額の休職給を受けた月、ストライキによる賃金カットを受けた月及び一時帰休に伴う休業手当等を受けた月は計算対象から除外する。また、月の途中に入社した場合の入社月や再雇用により資格の得喪が生じた月以前の月については、計算の対象とならない。

問6 昇給月又は降給月前の継続した9か月及び昇給月又は降給月以後の継続した3か月の中で、一般の被保険者（支払基礎日数17日）と短時間被保険者（支払基礎日数11日）の期間が混在した場合の年間平均の取扱いについてどのように取り扱えばよいか。

（答） 各月の被保険者の区分（短時間被保険者であるかないか）に応じた支払基礎日数により、各月が算定の対象月となるかならないかを判断する。

なお、月の途中に区分変更があった場合は、当該月の報酬の給与計算期間の末日における被保険者区分に応じた支払基礎日数により、当該月が算定の対象になるかならないかを判断する。

問7 昇給月又は降給月前の継続した9か月及び昇給月又は降給月以後の継続した3か月までの間に複数回、固定的賃金の変動が起こった場合はどのように取り扱えばよいか。

（答） 複数回、固定的賃金の変動が起こった場合でも、報酬月額平均の計算対象となる月であれば、当該固定的賃金の変動が反映された報酬も含めて報酬月額の平均を計算する。

なお、それぞれの固定的賃金の変動ごとに保険者算定を行うこととなる。

問8 今回追加した保険者算定の取扱いを適用するためには、固定的賃金の変動が生じた昇給月又は降給月以後の継続した3か月以外に報酬月額平均の年間平均の計算対象となる月は何か月以上必要か。

（答） 少なくとも1か月以上必要である。

なお、入社して1年未満の者についても対象となる。

問9 昇給月又は降給月前の継続した9か月及び昇給月又は降給月以後の継続した3か月までの間に、今回追加した保険者算定の要件を満たす部署に異動した被保険者は、どのように取り扱えばよいか。

（答） 昇給月又は降給月前の継続した9か月及び昇給月又は降給月以後の継続した3か月までの間に、今回追加した保険者算定の要件を満たす部署に異動した場合でも、報酬月額平均の計算対象となる月であれば、異動前の部署で受けた報酬も含めて報酬月額平均を計算する。

問 10 昇給月又は降給月前の継続した9か月及び昇給月又は降給月以後の継続した3か月までの間に、例えば前月までの6か月分の給与の遅配分を受けたり、さかのぼった昇給により数か月分の差額を一括で受けたりする等の事情があった場合はどのように取り扱えばよいか。

(答) 報酬月額の間平均を計算するに当たっては、具体的には、それぞれ以下のように取り扱う。

- ① 昇給月又は降給月前の継続した9か月以前に支払うべきであった給与の遅配分を年間平均の計算対象月に受けた場合
その遅配分に当たる報酬の額を除いて、報酬月額の平均を計算する。
- ② 昇給月又は降給月前の継続した9か月までの間に本来支払うはずの報酬の一部が昇給月又は降給月から4か月目以降に支払われることになった場合
その本来支払うはずだった月を計算対象から除外して、報酬月額の平均を計算する。

問 11 一時帰休中の者に対し、今回追加した保険者算定の取扱いは適用できるのか。

(答) 一時帰休に伴う低額な休業手当等が支払われたことによる随時改定の場合は適用されない。

問 12 標準報酬月額等級区分に2等級以上の差が生じない場合でも、今回追加した保険者算定の取扱いを適用すべき場合はあるか。

(答) 今回追加した取扱いは、3か月間の報酬の平均から算出した標準報酬月額(A)と従前の標準報酬月額に2等級以上の差があった場合において、Aと、年間平均額から算出した標準報酬月額(B)との間に2等級以上の差があり、当該差が業務の性質上例年発生することが見込まれる場合に、年間の報酬の月平均額で保険者算定を行うことを可能とするものであるが、当該保険者算定を行う場合は、従前の標準報酬月額とBが1等級差であっても本取扱いに基づく随時改定を可能とする。

なお、以下の事例に該当する場合は、AとBが1等級差でも今回追加した保険者算定の対象とする。

<健康保険>

- ① 特定の3か月の報酬月額の平均と昇給月又は降給月前の継続した9か月及び昇給月又は降給月以後の継続した3か月までの報酬月額の平均の、いずれか片方の月額が141.5万円以上、もう片方の月額が129.5万円以上135.5万円未満の場合
- ② 特定の3か月の報酬月額の平均と昇給月又は降給月前の継続した9か月及び昇給月又は降給月以後の継続した3か月までの報酬月額の平均の、いずれか片方の月額が5.3万円未満、もう片方の月額が6.3万円以上7.3万円未満の場合

<厚生年金保険>

- ① 特定の3か月の報酬月額平均と昇給月又は降給月前の継続した9か月及び昇給月又は降給月以後の継続した3か月までの報酬月額平均の、いずれか片方の月額が63.5万円以上、もう片方の月額が57.5万円以上60.5万円未満の場合
- ② 特定の3か月の報酬月額平均と昇給月又は降給月前の継続した9か月及び昇給月又は降給月以後の継続した3か月までの報酬月額平均の、いずれか片方の月額が8.3万円未満、もう片方の月額が9.3万円以上10.1万円未満の場合

問 13 報酬月額の年間平均が従前と同じ等級区分に該当する場合、本取扱いは適用されるのか。

(答) 昇給時の年間平均額から算出した標準報酬月額による等級が現在の等級と同等級又は下回る場合は、現在の等級のままとし、随時改定は行わない。

また、降給時の年間平均額から算出した標準報酬月額による等級が現在の等級と同等級又は上回る場合は、現在の等級のままとし、随時改定は行わない。

問 14 季節的報酬変動の結果、特定の3か月の報酬月額平均と、昇給月又は降給月前の継続した9か月及び昇給月又は降給月以後の継続した3か月までの報酬月額平均を用いてそれぞれ算定した標準報酬月額等級区分に2等級以上の差が生じた場合、必ず事業主から保険者算定を行うことについて申立書を提出させることになるのか。

(答) 必ずしも申立書を提出させる必要はない。申立てがない場合は通常の報酬月額改定のルールに基づいて標準報酬月額を決定することになる。

問 15 被保険者の同意が必要となっているのはなぜか。同意がなければ通常の方法により算定されるのか。

(答) 今回追加した事由に基づく保険者算定に関する申立てを事業主が行うことによって、被保険者に不利益が生じることのないよう、被保険者の同意を必要としている。被保険者の同意がない場合は、その同意がなかった被保険者の標準報酬月額についてのみ、通常の報酬月額の算定方法に基づき標準報酬月額を決定する。

問 16 申立書と被保険者の同意書の記載内容に関し、健康保険と厚生年金保険との間で異なる内容とすることは認められるか。

(答) 認められない。

(別紙1)

日本年金機構様
兵庫県建築健康保険組合様

年間報酬の平均で算定することの申立書 (随時改定用)

当事業所は_____業を行っており、(当事業所内の_____部門では、) 例年、___月
から___月までの間は、下記の理由により繁忙期となることから、健康保険及び厚生年金保険
被保険者の報酬月額変更届を提出するにあたり、健康保険法第43条及び厚生年金保険法第23
条の規定による随時改定の算定方法によると、年間報酬の平均により算出する方法より、標準
報酬月額等級について2等級以上の差が生じ、著しく不当であると思料されますので、健康保
険法第44条第1項及び厚生年金保険法第24条第1項における「報酬月額の算定の特例」(年
間)にて決定していただくよう申立てします。

なお、当事業所における例年の状況、標準報酬月額の比較及び被保険者の同意等の資料を添
付します。

記

理由 _____

平成 年 月 日

事業所所在地 _____

事業所名称 _____

事業主氏名 _____ 印

連絡先 _____

※ 業種等は正確に記入いただき、理由は具体的に記載をお願いします。

健康保険 厚生年金保険 被保険者報酬月額変更届・保険者算定申立に係る例年の状況、標準報酬月額の比較及び被保険者の同意等(随時改定用)

Table with 2 columns: 事業所整理記号, 事業所名称

Table with 4 columns: 被保険者整理番号, 被保険者の氏名, 生年月日, 種別

【昇給月又は降給月以後の継続した3か月の間に受けた固定的賃金についての欄】

Table with 5 columns: 報酬(給与)支払の基礎となった日数, 通貨によるものの額, 現物によるものの額, 小計. Rows for 3 consecutive months.

Summary table with 2 rows: ①合計, ②平均額. Columns for amount in Yen.

【昇給月又は降給月前の継続した9か月及び昇給月又は降給月以後の継続した3か月の間に受けた非固定的賃金についての欄】

Table with 5 columns: 報酬(給与)支払の基礎となった日数, 通貨によるものの額, 現物によるものの額, 小計. Rows for 9 months before and 3 months after the change, with circled numbers 3 and 4 on the left.

Summary table with 4 rows: 昇給月又は降給月前の継続した9か月, 昇給月又は降給月以後の継続した3か月, 昇給月又は降給月前の継続した9か月及び昇給月又は降給月以後の継続した3か月. Columns for total and average amounts.

【標準報酬月額の比較欄】※全て事業主が記載してください。

Table comparing previous and current standard monthly wages. Columns include average amount, grade, and standard monthly wage for health insurance and pension insurance.

Table with 3 columns: aとc又はbとdが2等級差以上, oとe又はdとfが2等級差以上, aとe又はbとfが1等級差以上. Row for O or X.

【備考欄】

Blank box for additional notes.

【被保険者の同意欄】

私は今回の随時改定にあたり、年間報酬額の平均で決定することを希望しますので、当事業所が申立てすることに同意します。

被保険者氏名 _____ ㊟

【申請にあたっての注意事項】

- 1 この用紙は、月額変更届をお届けいただくにあたって、年間報酬額の平均で決定することを申し立てる場合に必ず提出してください。
- 2 この用紙は、随時改定にあたり、3か月間の報酬の平均から算出した標準報酬月額と、昇給月又は降給月以後の継続した3か月の間に受けた固定的賞金の月平均額に昇給月又は降給月前の継続した9か月及び昇給月又は降給月以後の継続した3か月の間に受けた非固定的賞金の月平均額を加えた額から算出した標準報酬月額(年間平均額から算出した標準報酬月額)との間に2等級以上の差があり、年間平均額から算出した標準報酬月額で決定することに同意する方のみ記入してください。
- 3 また、被保険者の同意を得ている必要がありますので、同意欄に被保険者の自署にて氏名を記入いただくか記名のうえ押印してください。
- 4 なお、標準報酬月額は、年金や傷病手当金など、被保険者が受ける保険給付の額にも影響を及ぼすことにご留意ください。
- 5 【標準報酬月額の比較欄】をご記入いただく際は、次の点にご注意ください。
 - ① 支払基礎日数17日未満(短時間被保険者は11日未満)の月の報酬額は除きます。
 - ② 昇給月又は降給月前の継続した9か月及び昇給月又は降給月以後の継続した3か月の中で、一般の被保険者(支払基礎日数17日)と短時間被保険者(支払基礎日数11日)の期間が混在した場合は、各月の被保険者の区分(短時間被保険者であるかないか)に応じた支払基礎日数により、各月が算定の対象月となるかならないかを判断します。
 - ③ 低額の休職給を受けた月、ストライキによる賞金カットを受けた月及び一時帰休に伴う休業手当等を受けた月を除きます。
 - ④ 給与の支払いに遅配がある場合は
 - ア 昇給月又は降給月前の継続した9か月以前に支払うべきであった給与の遅配分を年間平均の計算対象月に受けた場合は、その遅配分に当たる報酬の額を除いて、報酬月額の平均を計算してください。
 - イ 昇給月又は降給月前の継続した9か月までの間に本来支払うはずの報酬の一部が昇給月又は降給月から4か月目以降に支払われることになった場合は、その本来支払うはずだった月を計算対象から除外して、報酬月額の平均を計算してください。
 - ⑤ 上記①～④に該当した場合は、その旨を【備考欄】に記入してください。